

序論

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1. 策定の趣旨

「大和郡山市第4次総合計画」（以下、「第4次総合計画」という。）は、基本構想（平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度））と基本計画（前期：平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）、後期：令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度））を計画期間としています。

第4次総合計画は、「あふれる夢と希望と誇り 暮らしてみたくなる ^{やまとこおりやま}元気城下町」とした「将来像」を定め、その将来像を実現するための3つの「基本方針」、政策的に取り組む「戦略目標」などで『基本構想』を形成しており、基本計画は基本構想で定めた将来像実現のための核となり先導的な役割（重点的な取り組み）を果たす「リーディングプロジェクト」と、市民生活を支える「分野別の取り組み」で構成されています。

平成28年度（2016年度）から第4次総合計画がスタートしましたが、この間、大きく社会情勢が変わっており、それに伴い各種法制度も創設、改正がなされています。とりわけ後期基本計画がスタートした令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い経済活動・市民生活に大きな影響を与えました。そのほか、少子高齢化及び人口減少の進行をはじめ、大規模災害の発生などによる安全・安心への意識の高まり、高度情報化の推進、地域共生社会の実現など、目まぐるしく変化する社会への対応、高まる市民ニーズへの対応が求められています。

基本構想及び後期基本計画が令和7年度（2025年度）をもって終了することから、これまでの取り組みに対する点検・評価を行い、かつ時代背景を加味した、新たな第5次総合計画（以下、「本計画」という。）の策定が必要です。

2. 計画の位置づけ

1) 行政運営の最上位としての計画

本計画は、本市のまちづくりを進める上での最も基本となる計画であり、総合戦略をはじめとした様々な分野別計画の上位計画となります。

このため、各分野の個別計画は、本計画で定めた将来像やまちづくりの基本目標等を踏まえた上で、各分野での具体的な方向や事業を示す計画として位置づけます。

2) 市民をはじめとする様々な主体による参画と協働のまちづくりの指針としての計画

市民誰にとっても心地よく、安心して住み続けられるまちを形成するには、行政のみならず市民や企業、団体など、様々な主体の参画と協働によるまちづくりを進めなければいけません。

ともにまちづくりを進めていくためにも、本計画で位置づけたまちの将来像を様々な主体と共有し、ともによりよい大和郡山市を築く指針として位置づけます。

3) 計画的・効率的な行財政運営の指針としての計画

持続可能なまちを実現するためには、将来発生しうるリスクを踏まえつつ、職員や資産等経営資源を最大限効率的に活用し、必要となる公共サービスを市民に提供する、計画的・効率的な行財政運営を実現するための指針としなければなりません。

そのため、指標の設定からPDCAサイクルによる適切な進行管理ができる計画としていきます。

4) まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した計画

人口減少の克服と地方創生の推進に向けた「地方版総合戦略」と総合計画の関連は深いものとなっており、第4次総合計画の基本構想で示していた「戦略目標」と「大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も一体的なものとして位置づけてきました。

令和4年12月にデジタルの力を活用して地方創生を加速化する「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。

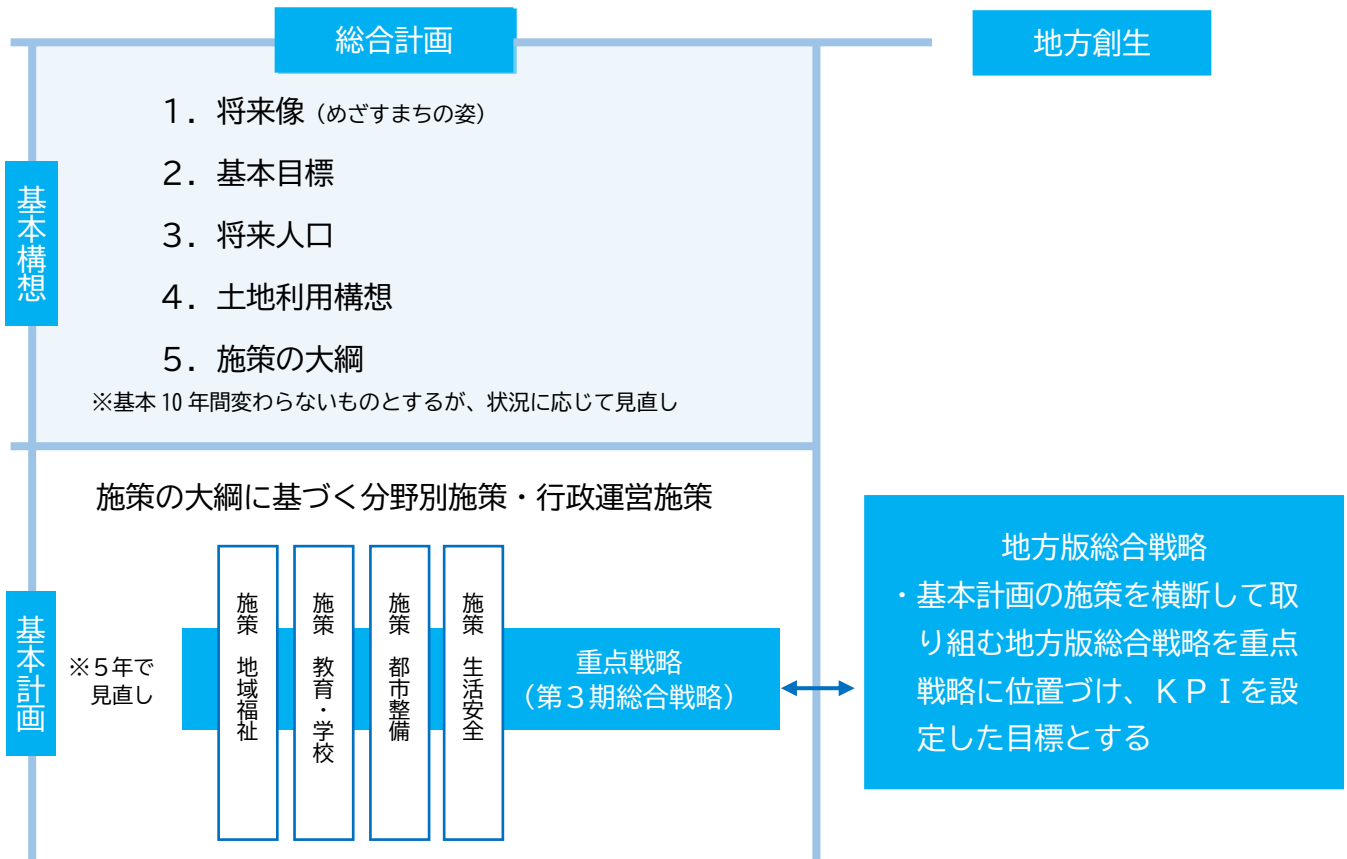
本市における「第3期大和郡山市総合戦略」を本計画に包含するとともに、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の観点も取り入れながら、まち全体の戦略として各種施策・事業の展開を図るものとします。

第2章 計画の構成と期間

1. 計画の構成

本計画は、これまでと同様、「基本構想」と「基本計画」の2層構造とします。

第5次総合計画の構成イメージ



1) 基本構想〈計画期間 10 年間〉

本市がめざす将来像を明らかにし、計画期間におけるまちづくりの基本方針を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民や市が、それぞれの役割や責務を分担し、お互いに補完協働し合いながら、自主性や自立性を確保した個性豊かなまちづくりを進めるための目標となります。

2) 基本計画〈計画期間 5 年間〉

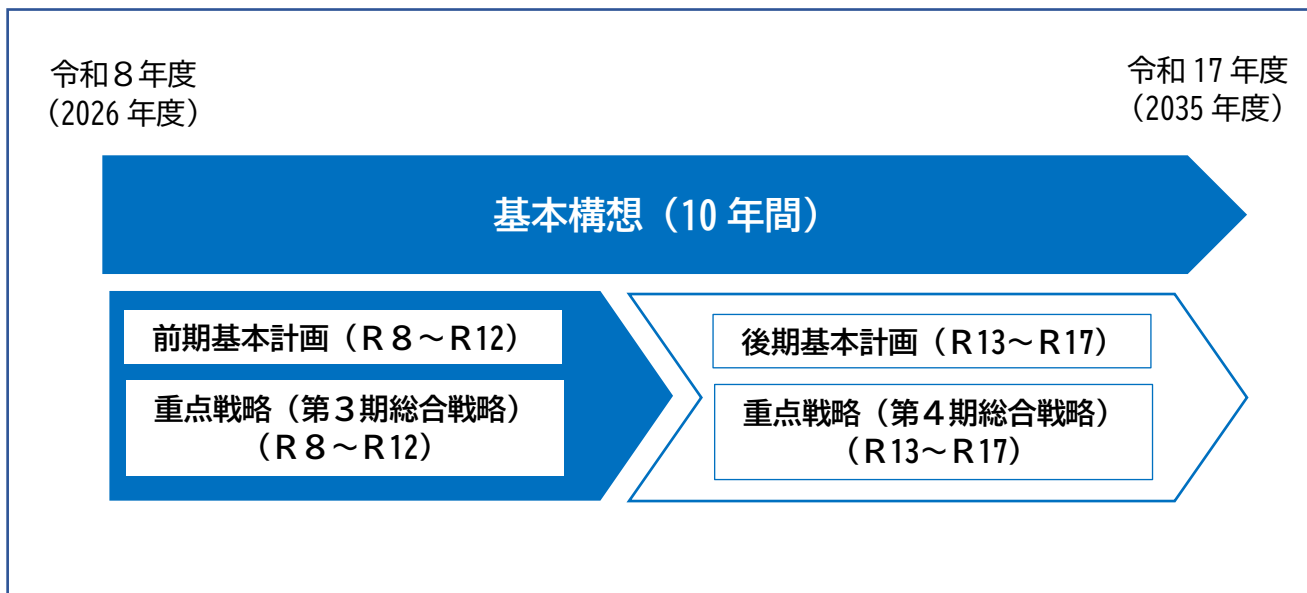
基本構想で定めた分野別のまちづくりの基本方向を実現するため、行政の取り組みとして基本的な施策を体系的に示した計画です。

3) 重点戦略（第3期総合戦略）〈計画期間 5 年間〉

基本構想の実現に向け、基本計画の内容を踏まえつつ、分野横断的に取り組む施策・事業として第3期総合戦略を重点戦略と位置づけています。

2. 計画の期間

基本構想の目標年度を令和17年度（2035年度）とし、前期基本計画・重点戦略（第3期総合戦略）の目標年度を令和12年度（2030年度）、後期基本計画・重点戦略（第4期総合戦略）の目標年度を令和17年度（2035年度）とします。



第3章 社会動向

■ 人口減少、少子高齢化の深刻化

【現役世代の減少】

わが国の総人口は減少を続けており、令和5年（2023年）の人口推計をみると、2056年には人口が1億人を割り、2070年には8,700万人になると推計されています^{※1}。

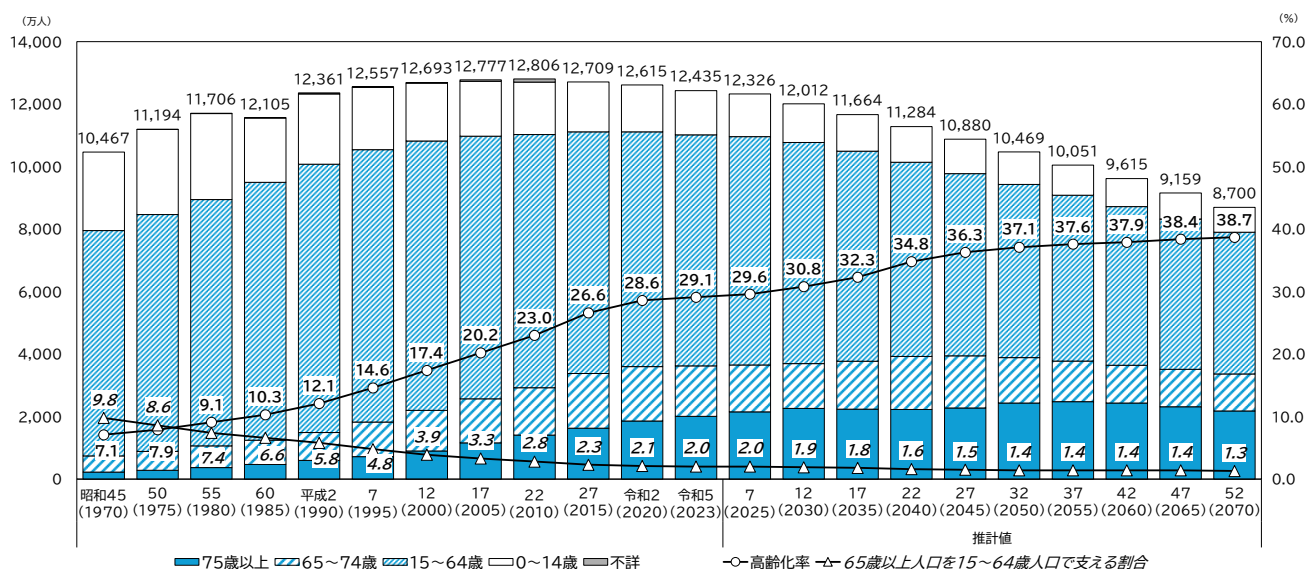
65歳以上の高齢者人口は今後も増加が続き、2043年をピークに減少に転じると見込まれていますが、高齢化率は上昇を続け、2070年には38.7%と2.6人に1人が65歳以上となると推計されています^{※1}。一方で、出生数は減少しており、令和6年（2024年）の出生数は68万6,061人、合計特殊出生率は1.15で過去最低を更新しています^{※2}。

現状の人口減少が続いた場合、2100年には6300万人に半減すると推計されている中、2024年1月に人口戦略会議から提言された「人口ビジョン2100」では「安定的で、成長力のある『8000万人国家』をめざす」「多様性に富んだ成長力のある社会の構築」という目標が提示されました。これらを通じて国民一人ひとりによって豊かで幸福度が世界最高水準である社会の実現をめざすとされています。

【暮らしへの影響】

人口減少、少子高齢化を背景に、空き家問題や高齢者の移動手段の確保など、様々な地域課題が浮き彫りになっています。令和5年（2023年）の住宅・土地統計調査によると、総住宅数のうち空き家は900万2千戸と過去最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合は13.8%と過去最高となっています^{※3}。また、近隣の店舗の減少、病院等の統廃合、高齢者における運転免許の自主返納などを背景に、日常生活における「移動」の問題が深刻化しています。

【年齢3区分別人口構成比の推移（全国）】



資料：内閣府「高齢社会白書（2024年（令和6年）版）」をもとに編集

棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2023年は総務省「人口推計」（令和5年10月1日現在（確定値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

※1 内閣府「高齢社会白書（2024年（令和6年）版）」

※2 厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計（確定数）」

※3 総務省「令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）結果」

■ 持続可能な社会に向けた環境政策

様々な気象災害や生物多様性の損失、汚染など、地球全体の課題である気候変動は世界的に深刻な課題となっています。

そのような中、国では平成27年（2015年）のパリ協定を大きな契機に、脱炭素化等に向けた取り組みを進めており、令和2年（2020年）には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。

令和6年（2024年）5月には、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。環境基本計画がめざすべき最上位の目的として、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」が位置づけられています。

カーボンニュートラルの実現に向けては、あらゆる主体が連携し、脱炭素・循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくことが求められます。

■ 安全・安心な社会の実現に向けて

【防災・減災に対する意識の高まり】

わが国は、その位置や地形、地質、気象などの自然的条件から、自然災害が発生しやすい国土となっています。令和6年（2024年）に発生した能登半島地震など、全国各地で様々な自然災害による甚大な被害がもたらされています。そのような中、南海トラフ地震や首都直下型地震など、近い将来に大規模な地震が発生するリスクが指摘されており、防災・減災に関する意識がますます高まっている状況があります。

平成25年（2013年）には東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定されました。また、令和5年（2023年）には、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる新たな「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。社会情勢の変化や近年の災害からの知見を踏まえ、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）等を新たに含めた5つの基本方針が示されています。

地方自治体においては、今後発生しうる自然災害等に対して、住民や地域が一丸となり、計画的な備えに取り組むことが求められています。

【インフラ・公共施設の整備】

わが国においては、インフラの多くが高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設が増加し、老朽化することが懸念されています。近年では、道路や下水道等のインフラ被害も頻繁に発生しており、社会資本を適切に整備、維持管理し、安全・安心な暮らしを脅かすリスクを軽減することが必要不可欠となっています。

加えて、公共施設等の老朽化対策も大きな課題となっています。地方公共団体においては、財政状況の悪化、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが求められています。

■ 地域経済を取り巻く環境の変化

【わが国の経済情勢の変化】

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行し、経済活動は徐々に正常化に向かいました。しかしながら、サービス消費の持ち直しやインバウンド需要がみられる一方で賃金上昇が物価上昇に追いつかず、消費が伸びない状況もみられます。

「社会意識に関する世論調査（令和6年調査）」の結果をみると、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われる分野については、「物価」（70.8%）、「景気」（51.1%）、「国の財政」（46.9%）が上位3つとなっています。「物価」については、令和3年調査の37.9%から大幅に増加していることから、物価上昇が国民の生活に与えている影響が大きいことがうかがえます。

雇用情勢については、女性や高齢者を中心とした労働参加の進展がみられますが、人口減少、少子高齢化による人手不足の問題が深刻化している状況があります。

【地域産業の状況】

地域産業においては、デジタル化の進展や脱炭素化の動き等により産業構造が変化しているとともに、生産年齢人口の減少による労働力不足や継承者不足が深刻な課題となっています。

このような中、既存の地域の産業集積や地場産業においては、技術革新や労働生産性の向上、人材の育成・確保などに取り組み、持続的な成長を図ることが必要となっています。

■ 高度情報化社会の進展

【Society5.0の実現】

平成28年（2016年）1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として、Society5.0が提唱されました。Society5.0では、少子高齢化や地方の過疎化などの課題をイノベーションにより克服する社会、様々な知識や情報が共有され、新たな価値が生まれる社会などの実現がめざされています。

また、令和3年（2021年）3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、わが国がめざすべきSociety5.0の未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現しています。

人口減少、少子高齢化を背景とした地域課題の解決等に向けてデジタル技術の活用が必須となる中、誰もがデジタル化の恩恵を享受し、豊かさを実感できる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、取り組みを推進する必要があります。

■ 地方創生の取り組みの推進

【デジタル田園都市国家構想の取り組み】

デジタル技術の急速な発展を背景に、国においては、令和3年（2021年）にデジタル庁が発足し、令和4年（2022年）には「デジタル田園都市国家構想基本方針」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。デジタル田園都市国家構想とは、「心ゆたかな暮らし」（Well-Being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現していく構想です。

また、「地方こそ成長の主演」という発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、令和6年（2024年）10月に「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置され、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の策定に向けて議論が進められています。

■ 生きる力を持つ人材の育成と活躍

【社会の変化に対応できる「生きる力」を持つ人材づくり】

人口減少、少子高齢化が深刻化する中、人材育成はあらゆる分野において喫緊の課題となっています。また、高度情報化が進み、Society5.0の実現がめざされる中、求められる能力や仕事や活動の内容にも変化が生じています。

さらに、人生100年時代といわれる中では、すべての人が活躍し続けられるよう生涯を通じて切れ目なく学び続けられる機会・場の必要性が高まっています。

今後、さらなる加速が見込まれる社会の変化に対応できる「生きる力」を持つ人材の育成と、活躍の場の創出が求められています。

【子育て・教育施策のさらなる推進】

国では、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」を施行し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として「こども家庭庁」を発足しました。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をめざして、総合的なこども政策が推進されています。

教育分野においては、令和5年（2023年）6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。計画では、活力ある社会の実現に向けた「人への投資」や、Society5.0で活躍する人材の育成等の必要性を背景に、コンセプトの一つとして「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられています。

■ 地域共生社会の実現に向けて

【地域コミュニティの希薄化】

家族構成の変化、価値観・ライフスタイルの多様化など、様々な変化を背景に、近所づきあいや日頃の見守りなど、地域における住民同士の関わりが弱体化しています。

一方で、地域においては孤独死や虐待、8050 問題など、家庭内での解決が難しい課題が深刻化している状況があります。地域コミュニティが希薄化する中、個人や家庭が抱える課題に地域住民が気づきにくい状態が生まれています。

また、少子高齢化が進む中、地域活動の担い手不足も喫緊の課題となっており、活動や団体の存続が困難になっている状況があります。

【地域共生社会の実現に向けた取り組み】

地域における課題や地域コミュニティの在り方が変容する中、国においては、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチとして、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

令和3年（2021年）には、地域共生社会の実現をめざすための体制整備事業として「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たにスタートしました。

地域共生社会の実現に向けては、福祉分野の政策だけではなく、地方創生やまちづくり、教育など、分野を横断した連携を意識することが重要となります。

■ 持続・成長する自治体運営に向けて

【持続可能な行財政運営】

社会福祉や公共施設等の改修・更新、デジタル化への対応など、多額の財源が必要となる中、地方自治体の財政状況は厳しい状況が続くことが予想されます。そのような中、持続・成長する自治体運営に向けては、限りある資源を有効的に活用し、健全な行財政運営に取り組む必要があります。

また、効率的な公共サービスの提供に向けて、地方自治体においてはPPPを通じて行政と民間が連携した公共施設等の建設、維持管理、運営等、各地域の実情にあわせた様々な官民連携事業が検討・実施されています。令和4年（2022年）には民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るため、PFI事業の対象となる公共施設等の拡大などが含まれた、PFI法の改正が行われました。

【多様な主体との協働によるまちづくり】

多様化する市民のニーズに対応できるよう、地方自治体においては、市民や地域、団体、企業など、様々な主体と連携・協働し、まちづくりを進めていくことが重要になっています。

地域社会を取り巻く状況が厳しいものとなる中、これまで行政が担ってきた様々な機能について、地域社会の多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みを活かして、課題解決やサービス提供の担い手として主体的に関わってもらえることができるよう環境を整備することが必要となっています。

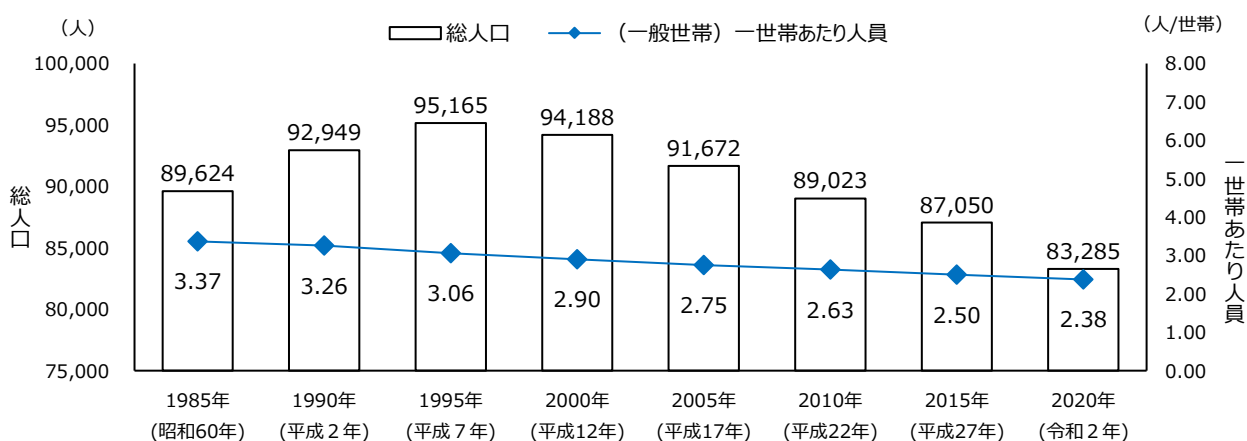
第4章 統計からみる大和郡山市

1. 人口及び世帯の状況

(1) 人口（国勢調査）の推移

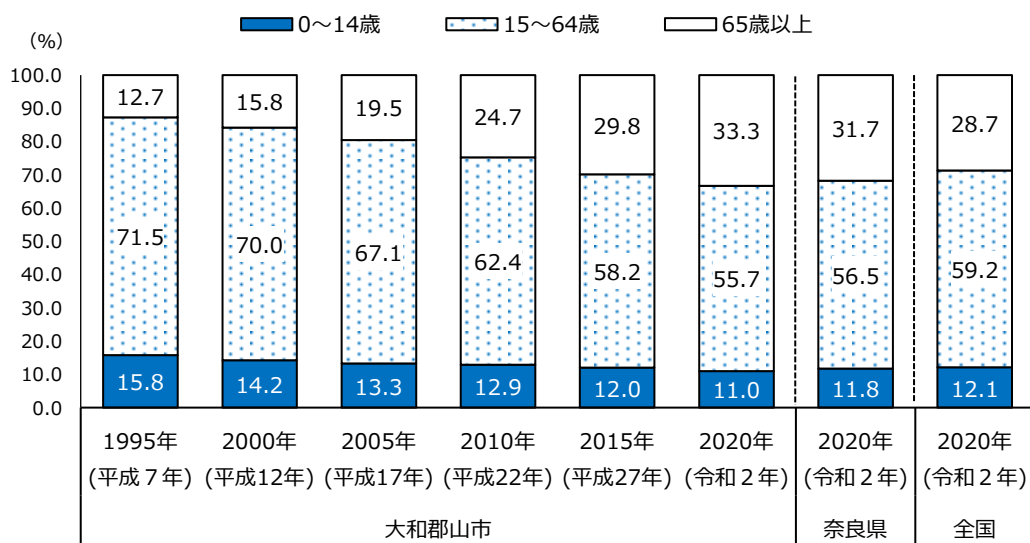
- 総人口は1995年の95,165人をピークに減少傾向にあり、2020年で83,285人。
- （一般世帯）一世帯あたり人員は年々減少傾向（2020年で2.38人）。
- 年齢3区分別に人口構成割合をみると、人口ピーク時の1995年は0～14歳は15.8%、15～64歳は71.5%、65歳以上は12.7%になっていますが、2020年では65歳以上（高齢化率）が33.3%と、高齢者割合が大きく上昇。
- 高齢化率は2010年、後期高齢化率は2015年を境に全国・奈良県を上回る。

総人口及び（一般世帯）一世帯あたり人員の推移（長期）



資料：総務省「国勢調査」

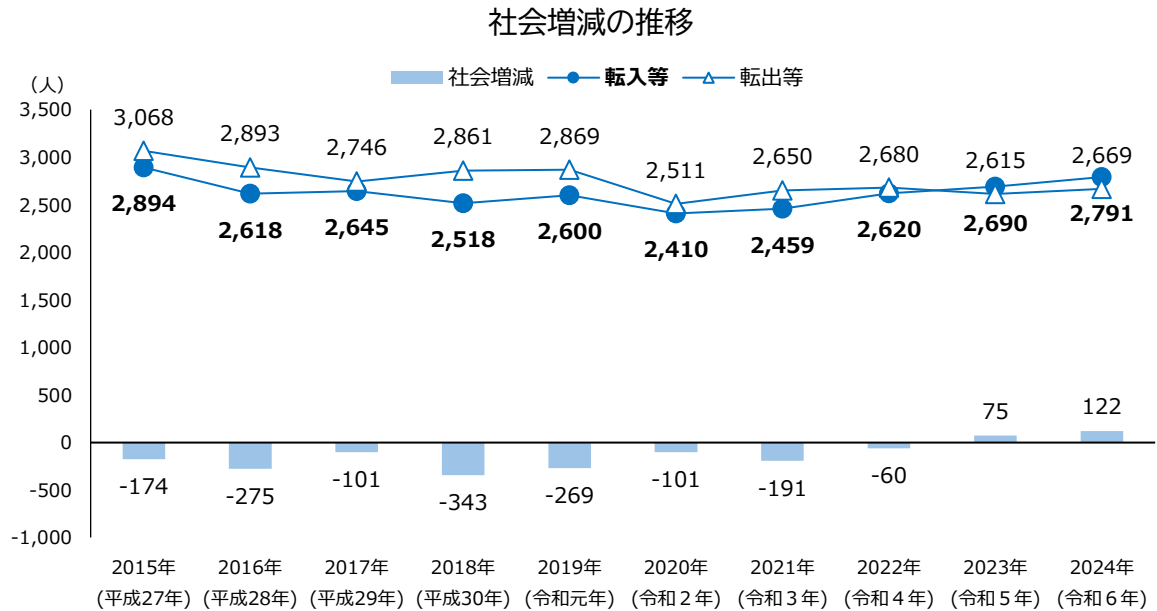
年齢3区分別人口構成割合の推移



資料：総務省「国勢調査」 ※上記の構成比は年齢不詳人口を除き、算出しています。

(2) 社会増減

○転入等・転出等ともに各年とも 2,000 人台で推移。転入者数から転出者数を引いた社会増減は、近年均衡している。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

※転入等は「他の市区町村又は国外から転入し転入届により住民票に記載された者の数」と「出生や転入以外の事由により職権で住民票に記載された者の数」の合計

※転出等は「他の市区町村又は国外に転出し転出届により住民票を削除された者の数」と「死亡や転出以外の事由により職権で住民票を削除された者の数」の合計

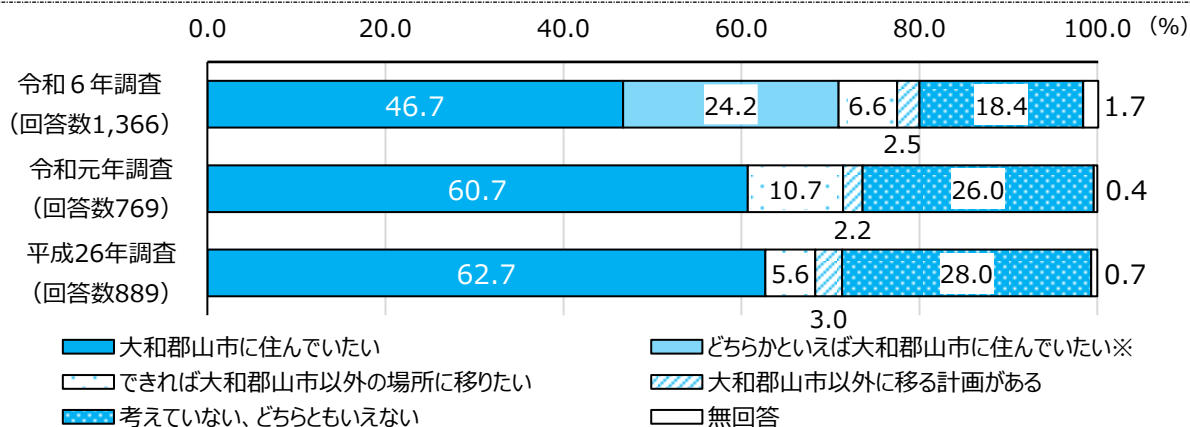
第5章 市民アンケートからみる大和郡山市

本計画の策定にあたり、市民の皆さんが日頃どのように生活し、これからの市政の在り方についてどのように考えているか等の実態を適切に把握するため、意識調査を実施しました。

1 定住希望

住み続けたい人が増えています

- 大和郡山市に住み続けたい人（令和6年調査では「大和郡山市に住んでいたい」「どちらかといえば大和郡山市に住んでいたい」の合計）の割合は、70.9%で最も多く、次いで「考えていない、どちらともいえない」。
- 定住希望者は令和元年度調査から10.2ポイント増加。
- 年齢別にみると、20歳代は49.5%と、50%をわずかに下回る。70歳代以上は80%台。



※令和6年調査から「どちらかといえば大和郡山市に住んでいたい」の選択肢を追加

2 大和郡山市への愛着

大和郡山市への愛着は10年間変わらず持っている人が多い

- 大和郡山市への愛着を尋ねたところ、「愛着を持っている」が73.4%で最も多く、次いで「どちらともいえない」。
- 愛着を持っている人は平成26年調査で76.8%、令和元年調査で69.9%と、10年、変わらず愛着を持っている人が多い。
- 大和郡山市への愛着はどの年代も70%台。

